

令和8年度沖縄県推奨優良県産品募集要項(工業系製品部門)

沖縄県優良県産品推奨制度「工業系製品部門」は、より優れた県産品を推奨するため、「小売製品」と「製法・工法製品」で審査基準を分けて審査を行います。これにより、県産品の需要と品質の一層の向上を図り、販路開拓を促進することを目的とするものです。

審査会による厳正な審査により、品質・信頼性や技術能力、生産力や将来性等が優れ、表示内容に違反が無い製品を選定し、優良県産品として推奨しております。

1. 申請資格

- (1) 県内に事業の本拠を有する製造業者又は販売業者であること。
- (2) 申請製品について、次に掲げる県内製造所要条件を満たすこと。
 - ア. 製品、仕様書、カタログ、製造工程表、施工実績資料等において、県内で製造、加工、開発又は施工がなされていることが確認できること。
 - イ. 県内で行われる工程が、包装、ラベル貼付、単純な組立等の付随的な工程のみである場合は、県内製造所要条件を満たさないものとする。
- (3) 販路や売上の拡大を計画している者であること。
- (4) 関係法令に違反しない者であること。

2. 審査の対象

- (1) 前記「1. 申請資格」を満たす者が申請する製品であること。
- (2) 推奨を受けることで、販路拡大や売上増加を計画していること。
- (3) 継続して供給又は提供できる製品であること。

※「継続して供給又は提供」とは、需要者、取引先又は発注者からの注文に対し、継続的に製造、販売、施工又は提供できる状態をいい、受注生産や施工が可能な状態にあることを含む。なお、完全に生産・提供を終了している製品、製法・工法は対象外とする。
- (4) 申請時において販売、提供又は施工実績がある製品、製法・工法であること。
- (5) 優良県産品として推奨を受けるために特別に調製・製造したものではないこと。
- (6) 審査対象とする製品は、優良県産品事務局が定めた審査基準で判定可能なものに限る(別紙1「審査対象品一覧表」のとおり)。なお、一覧表にない製品の申請を希望する場合には、事前に事務局に相談すること。

3. 申請区分

申請者は、申請製品の特性、価格帯、販路、想定顧客層等を踏まえ、「小売製品」又は「製法・工法製品」のいずれかの区分を選択して申請すること。

(1) 小売製品

小売製品とは、一般消費者又は事業者が完成品として購入・使用する製品をいう。

(2) 製法・工法製品

製法・工法製品とは、製品そのものに加え、製造方法、施工方法、加工技術等に独自性があり、その技術的価値を審査対象とするものをいう。

4. 申請受付数

申請製品については、原則1社(1組合)につき1製品とする。ただし、容量、規格、サイズ、色、柄、デザイン等が異なる製品であっても、主たる原材料、製造方法、商品コンセプトが同一であり、一連の商品群として販売されているものについては、事務局が認める場合に限り、1製品として申請することができる。

なお、現行推奨期間中の製品について、推奨期間満了に伴い再度推奨を希望する場合は、上記の申請受付数には含めない。

5. 申請に必要な書類等

- (1)申請書【別紙様式】
- (2)事業計画書【別紙様式】
- (3)製品情報【別紙様式】
- (4)申請製品に関する画像等の資料 ※1
- (5)使用材料調書【別紙様式】
- (6)製造工程表【別紙様式・1製品につき1通】 ※2
- (7)建築基準法、電気用品安全法、消防法、計量法、その他関係法令に基づき許可、届出、認証、検査等を要する製品については、その証明書類の写し
- (8)商品やチラン等に特許、意匠登録、受賞等の表示をしている場合、これを証明する書類の写し
- (9)受付期間:令和8年7月1日(水)～令和8年8月12日(水)

留意事項

- ※1 製品全体と主要部分又は特徴部分分かる写真や資料を提出すること。(カタログ等も可)
- ※2 提出書類等で県内製造要件が確認できない場合は、事務局からの求めに応じ、日程調整のうえで、生産現場の視察を受け入れるものとする。
- 注) 申請書類に不備があった場合は、受付期間中に修正して再提出すること。

6. 申請書類の提出先

株式会社クロックワーク(優良県産品推奨事務局) TEL:098-941-3929 FAX:098-941-3930
E-mail: yuryoukensanhin@clock-work.net ウェブサイト: <https://yuryoukensanhin.com/>
※申請書類及びデータは原則メールで提出すること。

7. 申請製品の提出(持参)

審査においては現物確認を行うため、審査会実施時には申請製品を提出(持参)すること。提出数量は、審査内容に応じて事務局が別途指定する。審査会実施は8月中旬を目安とし、詳細は事務局より通知する。

8. 審査項目

<小売製品>

- (1)商品力:品質が優れており、高い商品力を持っているか。
- (2)ターゲット:ターゲットが明確で市場ニーズを捉えており、適正な価格設定がされているか。
- (3)生産力:高品質の製品を大量に生産でき、大量受注にも対応が可能であるか。
- (4)将来性:業界内での評価が高く、市場ニーズに柔軟に対応でき、高い将来性が感じられるか。
- (5)SDGs:生産や供給が、地域社会への貢献や環境保全等に影響力があるか。

<製法・工法製品>

- (1)品質・信頼性:品質が優れており、高い信頼性があるか。
- (2)技術能力:革新的な技術が導入され、高い水準で維持されているか。

- (3)生産力:品質を維持しながら、受注、製造、施工又は提供に安定的に対応できる体制があるか。
- (4)将来性:市場ニーズにも柔軟に対応でき、高い将来性が感じられるか。
- (5)SDGs:生産や供給が、地域社会への貢献や環境保全等に影響力があるか。

9. 推奨の決定

審査会での協議を経て推奨を決定する。

10. 各賞の授与

審査会での協議を経て、各賞を授与する。

(1)最優秀賞

推奨製品の中から、審査結果等を踏まえて最も優れた製品を選定し授与する。

(2)優秀賞

推奨製品の中から、審査結果等を踏まえて優れた製品を選定し授与する。

(3)U-22 特別賞(任意)

申請製品の企画又は開発に主として関与した者が、申請年度末時点で22歳以下である場合に対象とする。推奨製品の中から審査結果等を踏まえて特に優れた製品を選定し授与する。

(4)審査員特別賞(任意)

推奨製品の中から、審査結果等を踏まえて審査員が特に評価すべき特徴を有すると認めた製品を選定し授与する。

11. 審査結果の通知

審査結果は、申請者へ通知する。

※製品に必要な表示等、関係法令への対応が必要な製品については、その対応を推奨条件とする。

ア.申請された製品が関係法令等に照らした表示違反等をしている場合、関係機関による指導を仰ぎ是正を行うこと。事務局又は関係機関が指定する期限までに是正が確認できない場合は、推奨対象外又は審査不合格とする場合がある。

イ.審査不合格製品及び辞退製品についても、希望に応じて製品表示に関する法令サポートを実施する。表示違反等があれば、関係機関等へ相談の上、修正を行うこと。

ウ.審査委員会の判断により、別途検査を求めることがある。この場合の検査料は申請者の負担となる。

(検査の際は、審査委員会が指定する関係機関へ製品の搬入を行うこと。)

12. 推奨期間

推奨状交付後5年を推奨期間とする。

13. 推奨された製品について

推奨された製品は『沖縄県推奨優良県産品』として公表する。県内外での販路拡大に向け、県主催のプロモーションイベント、展示会等への参加案内などの支援を行う。

また、推奨された製品は、沖縄県が定める使用基準及び事務局の案内に従い、推奨マークを表示することができる。推奨マークの使用にあたっては、沖縄県が定める使用基準及び事務局の案内に従うものとする。

注)旧ロゴマークの使用は認めないものとする。

14. 推奨後の調査等への回答

推奨を受けた事業者には、本制度の効果検証及び今後の事業改善のため、推奨後の販路拡大、売上、認知度向上、商談機会の創出等に関するアンケート調査その他必要な調査へ回答すること。

15. 推奨の取消し

関係法令、本募集要項、推奨マーク使用基準その他県が定める規程等に違反していることが確認された場合は、推奨を取り消すことがある。

申請にあたっては、関係法令への違反がないか、あらかじめ申請者自身で確認すること。

16. 問合せ先一覧

◆制度に関する問い合わせ

株式会社クロックワーク 那覇市牧志 2-19-10 松善ビル1F 電話:098-941-3929

◆製品表示に関する問い合わせ先

沖縄県生活福祉部 生活安全安心課 那覇市泉崎 1-2-2 県庁4階 電話:098-866-2187

◆試験研究機関連絡先

沖縄県工業技術センター うるま市州崎 12-2 電話:098-929-0111

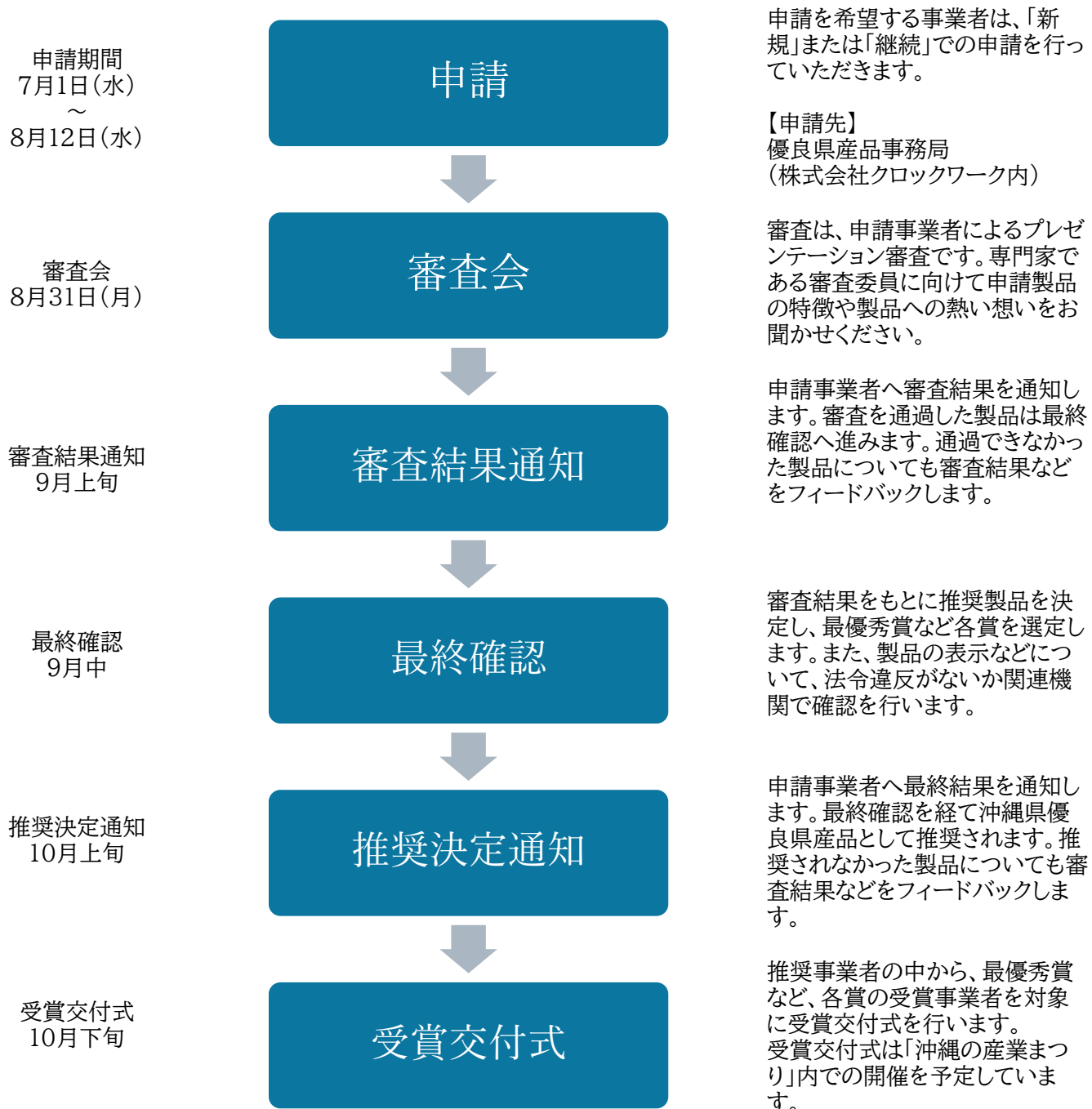
(一財)沖縄県環境科学センター 浦添市字経塚 720 番地 電話:098-875-1941

◆本事業担当課

沖縄県商工労働部 グローバルマーケット戦略課 那覇市泉崎 1-2-2 電話:098-866-2340

以上

推奨までのフローチャート(工業系製品)



令和8年度 沖縄県優良県産品推奨事業 申請書の記入要領

1. 申請書

申請書及び事業計画書は審査の対象となるため、正確に記入すること。

(1). 申請する部門

①一般部門 定番商品、②一般部門 高価格帯商品、③工業系製品部門 小売製品、④工業系製品部門 製法・工法製品の中から、申請する部門を選択すること。

一般部門に申請する場合は、募集要項に記載する「定番商品」及び「高価格帯商品」の定義を確認のうえ、申請製品の特性、価格帯、販路、想定顧客層等を踏まえて、いずれかの区分を選択すること。

工業系製品部門に申請する場合は、募集要項に記載する「小売製品」及び「製法・工法製品」の定義を確認のうえ、申請製品の特性、用途、販路、技術的特徴等を踏まえて、いずれかの区分を選択すること。

(2). 申請区分

新たに申請する製品は「新規」、既に推奨されている製品は「継続」を選択すること。

(3). 製品の名称

申請する製品の名称を記入すること。

(4). 規格(内容量)

ア. 申請製品の内容量等を記入すること。

イ. 同一製品で、規格(内容量・サイズ・色・デザイン等)が異なる複数の製品がある場合は、その全ての規格を一製品として記入し、提出すること。

※規格によってパッケージのデザインが大幅に異なる等の場合には、事務局の判断により規格違いでも別製品としての申請とする場合がある。

(5). 申請製品の特徴

申請製品について、特徴や強みなどを具体的に記入すること。。

(6). 申請製品の販売開始年月日

申請製品の販売開始年月日を西暦で記入すること。

申請時点で販売、提供又は施工実績がある製品等を対象としているため、販売開始年月日が分かるように記入すること。

(7). 標準小売価格

申請製品の標準小売価格を記入すること。(価格は税抜、単位は円)

(8). 申請製品の供給能力

申請製品のひと月における供給能力を記入すること。

月あたりの製造個数、出荷可能数、提供可能件数、施工可能件数等、申請製品の実態に応じて記入すること。

季節性がある製品や販売時期が限られる製品については、販売時期、販売可能期間、毎年の販売予定の有無を記入すること。

工業系製品部門の場合は、月あたりの製造可能数、販売可能数、提供可能件数、施工可能件数、受注生産への対応可否等を、申請製品又は申請内容の実態に応じて記入すること。

(9). 主たる製造所の所在地

当該製品の製造において主たる製造所の所在地を記入すること。

食品については、一括表示等に記載される製造所の所在地が沖縄県内であることを確認できるように記入すること。

食品表示上の「加工」のみを県内で行う場合、又は県内で行う工程が包装、ラベル貼付、検品、保管、出荷、小分け、詰替え等の付随的又は軽微な工程のみである場合は、県内製造要件を満たさない。

工業系製品部門については、製造所の所在地・名称に加え、県内で行う製造、加工、開発又は施工の内容が分かるように記入すること。

製法・工法製品の場合は、施工実績資料、導入実績資料、仕様書、カタログ等により、県内で行われる工程又は技術的価値が確認できるようにすること。

工業系製品部門において、県内で行われる工程が包装、ラベル貼付、単純な組立等の付随的な工程のみである場合は、県内製造要件を満たさない。

(10). 製造所の名称

当該製品の製造において主たる製造所の名称を記入すること。

(11). 営業の種類

食品・許可業種等、該当する場合は当該製品の製造又は販売に関する許可等の営業の種類を記入すること。該当しない場合は「該当なし」と記入すること。

(12). 営業許可番号

食品・許可業種等、該当する場合のみ、営業許可証等に記載のある番号を記入すること。該当しない場合は「該当なし」と記入すること。

(13). 県内で行う主たる製造工程

募集要項に定める県内製造要件を確認するため、県内で行う主たる製造工程を具体的に記入すること。

工業系製品については、製品価値の形成に主要な影響を与える製造、加工、開発又は施工の内容を記入すること。

(14). 県外製造工程の有無

県外製造工程の有無を選択すること。

(15). PL 保険(生産物賠償責任保険)に加入している

「加入している」又は「加入していない」を選択すること。

(16). 直近 1 年間の売上額

申請製品の直近 1 年間の売上額を記入すること。単位は円とすること。

(17). 直近 1 年間の売上構成比

申請製品の直近 1 年間における、県内及び県外での売上構成比を記入すること。単位は%とすること。

(18). 申請製品の予定販売ルート

予定している販売ルートを記入すること。

(19). 市場別で目標とする販売割合

目標とする販売割合を記入すること。単位は%とすること。

「県内消費者向け」、「県外消費者向け」、「観光客向け」それぞれの販売割合を記入すること。

(20). 連絡担当者

申請を担当する者の氏名を記入すること。

(21). 所属部署・役職

申請を担当する者の所属部署・役職を記入すること。

(22). 電話番号

申請を担当する者と連絡がとれる電話番号を記入すること。

(23). メールアドレス

申請を担当する者と連絡がとれるメールアドレスを記入すること。

(24). U-22 枠での申請

申請製品の企画又は開発に主として関与した者が、申請年度末時点で 22 歳以下である場合、U-22 特別賞の対象として申請することができる。U-22 枠での申請を希望する場合は「申請する」、希望しない場合は「申請しない」を選択すること。

(25). U-22 対象者名

U-22 枠での申請を希望する場合、申請製品の企画又は開発に主として関与した者の氏名を記入すること。

(26). U-22 対象者の年齢

U-22 枠での申請を希望する場合、申請製品の企画又は開発に主として関与した者の申請年度末(令和 9 年 3 月末)時点の年齢を記入すること。

2. 事業計画書

(1). 事業概要

①. 事業概要

どのような事業を行っているかの概要などを記入すること。

②. 操業開始年月

操業開始年月を西暦で記入すること。

③. 常用労働者数

令和 8 年 3 月末日現在の人数を記入すること。なお、常用労働者とは、次のいずれかをいう。

ア. 期間を決めず、又は 1 ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。

イ. 日々又は 1 ヶ月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われた者。

ウ. 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などで、上記ア、イに該当する者。

エ. 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

オ. 事業主の家族で、その事業社に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受け取っている者。

④. 年間売上高

直近の年間売上高を記入すること

⑤. 資本金等

資本金、出資金又は元入金を記入すること。

(2). 申請製品情報

①. 製品名

申請する製品名を記入すること。

②. 規格(内容量等)

ア. 申請製品の内容量等を記入すること。

イ. 同一製品で、規格(内容量・サイズ・色・デザイン等)が異なる複数の製品がある場合は、その全ての規格を一製品として記入し、提出すること。

※規格によってパッケージのデザインが大幅に異なる等の場合には、事務局の判断により規格違いでも別製品としての申請とする場合がある。

③. 販売年月

申請製品の販売開始年月を西暦で記入すること。

工業系製品部門において、製法・工法製品として申請する場合は、販売開始年月日に限らず、初回提供年月日、初回施工年月日、導入実績、施工実績等を記入すること。必要に応じて、主な導入先、施工先、実績資料等を添付すること。

④. 価格

申請製品の小売販売単位(本、枚、パック等)と小売販売単位毎の製造価格、卸売価格、希望小売価格を記入すること。(価格は税抜、単位は円)

⑤. 利益率

申請製品の利益率を記入すること。

⑥. 納品単位/回

1回あたりの納品単位を記入すること。

⑦. 当該製品の特徴等

当該製品の特徴等を具体的に記入すること。

⑧. ターゲット

ア. 申請製品の販売においてターゲットとして設定している性別、年齢層を記入すること。

イ. 申請製品の商標取得又は取得予定の有無を記載すること。

ウ. 想定している販売市場を選択すること。

エ. その他の特筆する事項があれば記載すること。

(3). 販売計画及び事業計画

①. 申請製品について

1年目の目標値

ア. 申請製品販売数量

申請製品の1年目の目標値は、推奨開始後1年目の目標値として記入すること。

令和8年11月から令和9年10月末日の目標値(数量、金額)を記入すること。

イ. 申請製品生産可能数量

当該申請製品の1年間における生産可能数量を記入すること。ただし、申請者が製造業者でない場合は、記入しなくてもよい。

ウ. 販売先(想定・希望)

主にどの店舗で扱われているか又は扱ってもらいたいのか、可能な限り具体的に記載すること。

エ. 全体売上高

事業全体の売上高を記入すること。

※. 同様に2年目～5年目の目標値を記入すること。

②. 申請製品も含めた会社全体の売上高(目標値)を記入

1年目～5年目の会社全体の売上高(目標値)を記入すること。

(4). 優良県産品推奨の活用計画

優良県産品推奨をどのように活用するのかを記入すること。

(5). SDGs への取組について

申請製品に関するSDGsの取組を記入すること。SDGsの取組については、沖縄県ホームページ内「沖縄県におけるSDGsの推進について」などを参考に記入すること。

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/shisaku/1014182/1023438.html>

3. 製品情報詳細(共通)

食品・工業製品共通

(1). JANコード

JANコードがある場合は記入すること。一連の商品群(シリーズ商品)での申請の場合は、それぞれのJANコードを提出すること。JANコードがない場合は「該当なし」と記入して差し支えない。

※JANコードとは、国内の小売店舗および電子商取引において取り扱われる商品に付されるバーコードであり、当該番号をレジスター等で読み取ることにより、当該商品を製造・販売する事業者および商品内容を迅速に識別し、販売管理及び在庫管理の効率化に資するものである。

※JANコードを取得するためには、まず商品を販売する事業者が一般財団法人流通システム開発センター(GSI Japan)に加入し、企業コードの付与を受ける必要がある。その後、当該企業コードに事業者が設定した商品コードを組み合わせることにより、13桁のJANコードを生成する。生成した番号をバーコードとして印刷し商品に表示することで、JANコードの付与手続は完了する。なお、個人事業主による取得も可能である。

(2). メーカー・ブランド

メーカー名、ブランド名があれば記入すること。

(3). ITFコード

ITFコードを記入すること。一連の商品群(シリーズ商品)での申請の場合は、それぞれのITFコードを提出すること。ITFコードがない場合は「該当なし」と記入して差し支えない。

※ITFコード(Interleaved Two of Five)は、物流段階において段ボールケース等に表示されるバーコードであり、JANコードを基礎としてケース単位の商品識別を行うものである。印刷精度が低い環境でも読み取りやすい特性を有し、入在庫管理や在庫管理の効率化に寄与することから、流通業務に広く活用されている。

※ITFコードを取得するためには、事業者が自社商品のJANコードを保有していることが前提となる。当該JANコードに包装形態を示すインジケータ及びチェックデジットを付加し、14桁のITF-14コードを生成する。生成したコードをITF形式のバーコードとして段ボールケース等に表示することで、物流段階における商品識別が可能となり、入在庫管理及び在庫管理の効率化に資するものである。

(4). 商品番号

商品番号、又は型番を記入すること。

(5). 販売者

販売者の名称及び住所を記入すること。

(6). 内容量

数値で記入すること。また単位も記入すること。

(7). 内容量(1個あたり)

1個あたりの内容量を数値で記入すること。また単位も記入すること。

(8). 税率

製品に係る税率を記入すること。

(9). 商品サイズ

各荷姿のサイズ・総重量・入り数を数値で記入すること。

縦(奥行)・横(幅)・高さの単位はmm。総重量の単位はg又はmLとする。

(10). 発注単位

発注単位を記入すること。

(11). 納品リードタイム[日]

当該製品の発注から納品までの日数を記入すること。

(12). 生産数(日産)

1日あたりの生産数を記入すること。

(13). 受注可能数量

当該製品の受注可能数量を記入すること。

(14). 注意事項

当該製品の注意事項があれば記入すること。

食品のみ

(15). 賞味期限

製造日を含めた賞味期限の日数を記入すること。

(16). 製造日表示の有無

「有」又は「無」を記入すること。

(17). 保存方法

当該製品の保存方法を記入すること。

(18). 流通温度帯

当該製品の流通時の温度帯を記入すること。

(19). コンタミネーション表示の有無

食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー物質が微量混入してしまう場合「有」、混入しない場合「無」を記入すること。

(20). コンタミネーション表示内容

コンタミネーション表示がある場合、内容を記入すること。

(21). 一括表示

当該製品の一括表示の写真を貼り付けること。表示内容(文字)が確認できないサイズの場合は、別途提出すること。

(22). 一括表示以外の自主表示事項

一括表示以外の自主表示事項があれば記入すること。

(23). 栄養成分規格

一括表示に記載されている栄養成分・成分値・単位を記入すること。

(24). 表示単位

一括表示に記載されている表示単位を記入すること。

(25). 栄養成分表示の有無

「有」又は「無」を記入すること。

(26). 栄養成分強調表示の有無

「有」又は「無」を記入すること。

(27). 品質保持剤の有無

「有」又は「無」を記入すること。

(28). 品質保持剤名

品質保持剤の有無で「有」とした場合、品質保持剤名を記入すること。

4. 申請書以外に必要な関係書類等

提出が必要な書類は、申請する部門、製品の種類、表示内容、関係法令上の必要性により異なる。募集要項の「申請に必要な書類等」を確認のうえ、該当する書類を提出すること。

(1). 申請製品の容器・包装・表示面のデータ

ア. 申請時には、通常販売時の容器、包装、外箱、内包装、ラベル、商品説明書等について、通常販売時の表示内容が確認できる写真又は PDF 等を提出すること。

イ. 食品の場合は、賞味期限等を含む表示内容が確認できるものを提出すること。

ウ. 表示内容の文字が判読できる解像度で提出すること。判読が困難な場合は、再提出又は現物提出を求める場合がある。

エ. 一次審査における現物提出は、書類審査通過後に事務局が指定する時期、数量及び方法により行うものとし、申請時のデータ提出とは別に案内する。

(2). 工業系製品部門における申請製品に関する画像等の資料

- ア. 工業系製品部門に申請する場合は、申請製品の全体、主要部分又は特徴部分分かる写真、仕様書、カタログ、図面、施工実績資料、導入実績資料等を提出すること。
- イ. 大型機械、設備、施工物等により、資料での確認が必要な場合は、写真、図面、仕様書、カタログ等を提出すること。

(3). 使用原材料等配合調書又は使用材料調書

- ア. 一般部門の食品については、使用原材料等配合調書を提出すること。
- イ. 使用原材料の記入にあたっては、配合率の高いものから順に記入すること。
- ウ. 各項目は規格書に記載されている内容を正確に記入すること。「そうけんくん」や「e-Base」等の情報があればこれらの情報で代用できるものとする。
- エ. 工業系製品部門又は非食品については、使用材料調書を提出すること。
- オ. 使用材料調書には、主材料、副材料、使用部位、材質、用途・機能、規格・認証、品質又は性能を示す資料の有無等を、申請製品の内容に応じて記入すること。

(4). 製造工程表

- ア. 食品の場合、HACCP の取組状況を記入すること。
- イ. 衛生管理計画を立てる際に使用した手引きを記入すること。(厚生労働省で公開されている手引き等)
- ウ. 基本的な製造過程を詳細に記入すること。特に機械を用いている場合はその機械名を、手作業で行っている場合は手作業と記入すること。例:ジャムを容器に入れる工程については、「充てん(充填機)」又は「充てん(スプーンを用いた手作業)」のように記入すること。
- エ. 使用原材料等配合調書に記入された使用原材料及び使用添加物が工程のどの段階で使用又は、添加されるのかを明示すること。
- オ. 食品の場合、原材料及び添加物については、通常一回の工程で使用される量を記入すること。
- カ. 製造所が複数にまたがる場合は、工程表の各段階で製造所名を記入すること。
- キ. 製造工程の一部を県外製造所で行っている場合はその理由を記入すること。
- ク. 食品表示上の「加工」のみを県内で行う場合は対象外となるため、製造工程表には、県内で行う主たる製造工程が分かるように記入すること。
- ケ. 県内で行われる工程が、包装、ラベル貼付、検品、保管、出荷、小分け、詰替え等の付随的又は軽微な工程のみである場合は、県内製造要件を満たさない。当該工程のみでは申請対象とならないため、留意すること。
- コ. 工程表は別に定める様式を使用し、別紙3記入例を参考に記入すること。
- サ. 工業系製品部門において、製法・工法製品として申請する場合は、製造工程に限らず、施工方法、提供方法、加工技術、品質管理方法、技術上の特徴、導入実績又は施工実績が分かるように記入すること。
- シ. 提出書類等で県内製造所要件が確認できない場合は、事務局からの求めに応じ、日程調整のうえ、生産現場等の視察を受け入れるものとする。

(5). 関係法令に基づく許可、届出、認証、検査等の証明書類

- ア. 申請製品の製造又は販売に関して、食品衛生法その他関係法令に基づく許可、届出、認証、検査等を要する場合は、その証明書類の写しを提出すること。
- イ. 営業許可証又は営業届が必要な場合は、有効期限内のものを提出すること。
- ウ. 申請者が販売業者である場合は、申請製品の製造業者に係る証明書類を提出すること。
- エ. 製造所が複数にまたがる場合は、該当する全ての製造所について提出すること。証明書類の提出を要しない場合は、提出不要とする。
- オ. 工業系製品部門については、建築基準法、電気用品安全法、消防法、計量法その他関係法令に基づく許可、届出、認証、検査等を要する場合は、その証明書類の写しを提出すること。該当しない場合は提出不要とする。

(6). 栄養成分表示又は栄養強調表示に係る根拠資料の写し

- ア. 栄養成分表示又は栄養強調表示をしている食品については、その表示に係る根拠資料の写しを提出すること。
- イ. 根拠資料は、分析試験結果、引用元が確認できるデータ、計算資料等とし、表示内容と整合していることが確認できるものとする。

(7). HACCP の管理記録簿(直近1カ月分)

食品を申請する場合は、衛生管理計画及び当該計画に基づく管理記録(直近 1 カ月分)を提出すること。管理記録は、申請製品又は申請製品を製造する施設における衛生管理の実施状況が確認できるものとする。

(8). 特許、意匠登録、受賞等を証明する書類

商品、包装、チラシ、カタログ、ウェブサイト等に特許、意匠登録、受賞歴等を表示している場合は、その内容を証明する書類の写しを提出すること。

申請にあたっては、申請者自身において、申請製品の表示、広告、製造、販売、施工、提供等に関する法令への違反がないか、あらかじめ確認すること。必要に応じて関係機関へ確認すること。

以上

令和8年度 沖縄県優良県産品推奨事業 審査対象品一覧表(工業系製品)

1. 「工業系製品部門」の審査対象品は下表のとおりで、優良県産品推奨事務局が定めた審査基準で判定可能なものに限る。

2. 下表に無いものを申請する場合は、事前に事務局に相談すること。

【優良県産品推奨事業事務局】 株式会社クロックワーク TEL:098-941-3929 FAX:098-941-3930

E-mail: yuryoukensanhin@clock-work.net

一般製品(工業系製品)

大分類	中分類	審査対象品
1加工基礎材及び中間製品	1-1 ゴム製基礎材	◎ゴムホース ◎ゴムタイヤ及びチューブ ◎ゴムベルト等
	1-2 木製基礎材	◎木製建具 ◎柄, 引手, つまみ, 握り, 台木及び類似品 ◎リサイクルウッド製品
	1-3 非金属鉱物基礎製品	◎建築用ガラス製品(板ガラスを除く) ◎コンクリート製品(二次製品) ◎瓦 ◎タイル ◎アスファルト混合製品 ◎建築用仕上材 ◎ビニル管 ◎プラスチック再生品
	1-4 金属加工基礎製品	◎金属とびら ◎シャッター ◎サッシ ◎化粧マンホール蓋 ◎その他の建築用金属製品
	1-5 工業生産建築物及び建築部材	◎工業生産建築物 ◎建築用パネル ◎物置セット ◎収納ユニット ◎その他の工業生産建築物及び建築部材
	1-6 その他の加工基礎材及び中間製品	◎飼料 ◎肥料 ◎バガス ◎土壌改良材 ◎貯水槽
2. 生産用設備機器及びエネルギー機器	2-1 生産用設備機器及びエネルギー機器	◎ボイラ ◎ポンプ ◎発電機 ◎圧縮機 ◎送風機 ◎加工機械・工具類 ◎運搬・昇降・貨物取扱装置及びその関連装置
	2-2 農林・漁業用機械	◎ロータリ ◎プラウ及び犁 ◎砕土機 ◎その他の整地用機具類 ◎肥料散布機具 ◎植付機 ◎除草機具 ◎その他の栽培管理用機具 ◎コンバイン ◎乾燥用及び貯蔵用機具 ◎その他の収穫調整用機具 ◎畜産用機械器具 ◎養蚕用機器・用具 ◎林業用機械器具◎漁網 ◎つり(釣)具 ◎漁ろう機械 ◎漁ろう器具 ◎その他の漁具 ◎遊魚用つり(釣)具及び附属品 ◎その他の農林・漁業用機械
	2-3 保安・環境保全機器	◎産業用安全保護具 ◎救命器具 ◎消火設備及び消火器具 ◎警報設備及び信号装置 ◎公害防止装置(廃棄物処理装置を含む) ◎浄水装置 ◎その他の保安・環境保全機器
	2-4 トラクタ	◎歩行トラクタ(耕うん機を含む。) ◎農林用トラクタの部分品, 取付具及び附属品 ◎建設用トラクタ及び建設用トラクタの部分品, 取付部及び附属品
3. その他の機器	3-1 商業及びサービス業用機器	◎業務用ランドリー機械装置 ◎美容院・理髪店装置 ◎自動車用サービス機器・装置 ◎自動販売機及び自動サービス機
	3-2 事務用機械及び装置	◎複写機, 事務用オフセット印刷機及び謄写機 ◎事務用文書作成装置 ◎レジスタ(金銭登録機) ◎電子式卓上計算機, 会計機械等 ◎電子ファイリング装置及びマイクロシステム機器 ◎その他の事務用機械
	3-3 民生用電気・電子機械器具	◎映像機器 ◎音響機器 ◎電熱用品 ◎電気冷蔵庫 ◎扇風機 ◎換気扇 ◎電気洗濯機◎電気掃除機◎その他民生用電気・電子機械器具
	3-4 その他の機器	◎時計◎利器工器具及び手道具◎計量器
4. 生活・文化用品	4-1 家具	◎たんす ◎戸棚 ◎テーブル ◎いす ◎ベッド ◎金庫 ◎本立及びブックエンド◎その他の家具
	4-2 冷暖房用、食品調理用器具及び装置(電気を使用しない)並びに衛生設備用品	◎暖房用機器 ◎冷房用機器 ◎太陽熱集熱装置 ◎加熱調理器 ◎温水装置 ◎浴槽 ◎手洗い器 ◎洗浄そう ◎便器 ◎ながし ◎水飲み器
	4-3 その他の住生活用品	◎芝刈り機 ◎じょうろ ◎植木鉢 ◎噴霧器 ◎園芸用はさみ ◎その他の家庭用園芸器具類 ◎鳥かご ◎その他のペット用品
	4-4 娯楽装置及びがん具	◎遊具類 ◎囲碁用具 ◎がん具類
	4-5 楽器	◎サンシン ◎その他の楽器
	4-6 スポーツ用具	◎ゲートボール用品 ◎グラウンドゴルフ用品 ◎ゴルフ用品 ◎ダイビング用品 ◎その他のスポーツ用具
	4-7 その他の生活・文化用品	◎文具、紙製品、事務用具及び写真用品 ◎テント ◎門柱 ◎庭石 ◎墓石 ◎その他の石材製品

主な質問と回答(工業系製品部門)

1. 申請資格に関する質問

【関連箇所】募集要項「1. 申請資格(1)」

Q1. 県外に本社がありますが、沖縄県内に営業所や工場があります。申請できますか。

A. 申請資格では「県内に事業の本拠を有する製造業者又は販売業者であること」が必要です。県内の営業所や工場が事業の本拠といえるか、所在地、事業実態、製造・販売体制等を確認したうえで判断します。

Q2. 販売業者ですが、製造は別会社に委託しています。申請できますか。

A. 県内に事業の本拠を有する販売業者であれば申請できる場合があります。ただし、申請製品について県内製造所要件を満たすこと、製造工程や製造所の実態が確認できることが必要です。

【関連箇所】募集要項「1. 申請資格(2)ア」

Q3. 県外で一部の製造や加工を行っている製品でも申請できますか。

A. 県外工程があることだけで直ちに対象外とは限りません。ただし、県内で製造、加工、開発又は施工がなされていることが確認できる必要があります。県内工程の内容が申請製品の価値形成に関わる重要な工程かどうかを確認します。

Q4. 主たる製造工程が県内で行われていることは、どの書類で確認されますか。

A. 製品、仕様書、カタログ、製造工程表、施工実績資料、導入実績資料等により確認します。必要に応じて、製造証明書、委託製造契約書、工程写真等の補足資料を求める場合があります。

Q5. 県内で開発を行い、製造は県外で行っています。この場合、申請できますか。

A. 工業系製品部門では、県内で製造、加工、開発又は施工がなされていることを確認します。ただし、単に企画・設計のみを県内で行っている場合に対象となるかは、申請製品の内容や県内で行う工程の重要性を個別に確認します。

Q6. 製品そのものではなく、施工方法や加工技術を申請することはできますか。

A. 製法・工法製品として申請できる場合があります。製造方法、施工方法、加工技術等に独自性があり、その技術的価値を審査対象とするものが対象です。

【関連箇所】募集要項「1. 申請資格(2)イ」

Q7. 県内で行っている工程が、包装やラベル貼付だけの場合でも申請できますか。

A. 申請できません。県内で行われる工程が、包装、ラベル貼付、単純な組立等の付随的な工程のみである場合は、県内製造所要件を満たしません。

Q8. 県内で簡単な組立を行っていますが、申請できますか。

A. 単純な組立のみの場合は、県内製造所要件を満たさない可能性があります。組立の内容が製品価値の形成にどの程度関わっているか、工程内容を確認したうえで判断します。

【関連箇所】募集要項「1. 申請資格(3)」

Q9. 現在は小規模販売ですが、今後販路を広げたい製品でも申請できますか。

A. 申請できます。申請資格では、販路や売上の拡大を計画していることが求められています。事業計画書に、販路拡大や売上増加の計画を記入してください。

【関連箇所】募集要項「1. 申請資格(4)」

Q10. 製品表示や広告内容に不安がありますが、申請できますか。

A. 関係法令に違反しないことが申請資格です。表示や広告内容に不安がある場合は、申請前に関係機関又は事務局へ確認してください。法令違反が確認された場合は、推奨対象外又は審査不合格となる場合があります。

2. 審査の対象に関する質問

【関連箇所】募集要項「2. 審査の対象(3)」

Q11. 受注生産品でも申請できますか。

A. 申請できる場合があります。工業系製品部門では、需要者、取引先又は発注者からの注文に対し、継続的に製造、販売、施工又は提供できる状態であれば、受注生産や施工が可能な状態も含まれます。

Q12. 現在は在庫がありませんが、注文があれば製造できます。申請できますか。

A. 継続して製造、販売、施工又は提供できる体制が確認できれば、申請できる場合があります。受注後の製造体制、納期、供給可能数量等が分かるように記入してください。

Q13. すでに生産や提供を終了している製品、製法・工法も申請できますか。

A. 申請できません。完全に生産・提供を終了している製品、製法・工法は対象外です。

【関連箇所】募集要項「2. 審査の対象(4)」

Q14. 申請時点でまだ販売していない製品や、開発中の製品は申請できますか。

A. 申請できません。申請時点で販売、提供又は施工実績がある製品、製法・工法であることが必要です。

Q15. 過去に施工実績がある製法・工法であれば、現在受注がなくても申請できますか。

A. 申請できる場合があります。ただし、申請時点で継続して施工又は提供できる体制があることが必要です。過去の施工実績と現在の対応体制を確認します。

【関連箇所】募集要項「2. 審査の対象(5)」

Q16. 今回の申請に合わせて新しく作った製品でも申請できますか。

A. 優良県産品として推奨を受けるために特別に調製・製造したものは対象外です。通常の製造、販売、提供又は施工の実態がある製品、製法・工法である必要があります。

【関連箇所】募集要項「2. 審査の対象(6)」

Q17. 審査対象品一覧表にない製品でも申請できますか。

A. 一覧表にない製品の申請を希望する場合は、事前に事務局へ相談してください。審査基準で判定可能なものか確認します。

Q18. 建築資材、設備、機械、部材のような製品も対象になりますか。

A. 対象となる場合があります。ただし、審査対象品一覧表で判定可能な製品であるか、また県内製造所要件や提出書類により確認できるかを確認します。

3. 申請区分に関する質問

【関連箇所】募集要項「3. 申請区分」

Q19. 「小売製品」と「製法・工法製品」のどちらで申請すればよいか分かりません。

A. 小売製品は、一般消費者又は事業者が完成品として購入・使用する製品です。製法・工法製品は、製品そのものに加え、製造方法、施工方法、加工技術等の独自性や技術的価値を審査対象とするものです。製品の性質に応じて選択してください。

【関連箇所】募集要項「3. 申請区分(1)」

Q20. 事業者向けの完成品でも、小売製品として申請できますか。

A. 申請できる場合があります。小売製品は、一般消費者又は事業者が完成品として購入・使用する製品を指します。

【関連箇所】募集要項「3. 申請区分(2)」

Q21. 製品そのものではなく、独自の工法や施工技術を評価してほしい場合は、どの区分になりますか。

A. 製法・工法製品に該当する可能性があります。施工方法、提供方法、加工技術、品質管理方法、技術上の特徴、導入実績又は施工実績が分かる資料を提出してください。

4. 申請受付数に関する質問

【関連箇所】募集要項「4. 申請受付数」

Q22. 1社で複数の製品を申請できますか。

A. 申請製品は、原則1社又は1組合につき1製品です。

Q23. サイズや色、仕様が異なるシリーズ商品を、まとめて1製品として申請できますか。

A. 容量、規格、サイズ、色、柄、デザイン等が異なる製品であっても、主たる原材料、製造方法、商品コンセプトが同一であり、一連の商品群として販売されているものについては、事務局が認める場合に限り、1製品として申請できる場合があります。

Q24. 現在推奨を受けている製品を再申請する場合も、1社1製品の申請数に含まれますか。

A. 現行推奨期間中の製品について、推奨期間満了に伴い再度推奨を希望する場合は、申請受付数には含まれません。

5. 申請に必要な書類等に関する質問

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等(1)～(3)」

Q25. 申請に必要な基本書類は何ですか。

A. 申請書、事業計画書、製品情報の提出が必要です。いずれも別紙様式に記入してください。

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等(4)」

Q26. 申請製品に関する画像等の資料は、どのようなものを提出すればよいですか。

A. 製品全体と主要部分又は特徴部分分かる写真や資料を提出してください。カタログ、仕様書、図面等も提出できます。

Q27. 大型機械や設備、施工物など、現物の提出が難しい製品はどのような資料を出せばよいですか。

A. 写真、図面、仕様書、カタログ、施工実績資料、導入実績資料等により、製品や施工内容を確認できる資料を提出してください。

Q28. 製法・工法製品の場合、どのような資料を重視して提出すればよいですか。

A. 施工方法、提供方法、加工技術、品質管理方法、技術上の特徴、導入実績又は施工実績が分かる資料を提出してください。

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等(5)」

Q29. 使用材料調書には、どこまで詳しく記入する必要がありますか。

A. 主材料、副材料、使用部位、材質、用途・機能、規格・認証、品質又は性能を示す資料の有無等を、申請製品の内容に応じて記入してください。

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等(6)」

Q30. 製造工程表には、どの程度詳しく工程を記入する必要がありますか。

A. 基本的な製造過程を詳細に記入してください。県内で行う製造、加工、開発又は施工の内容が分かるように記入する必要があります。

Q31. 県外で行っている工程がある場合、製造工程表にはどのように記入すればよいですか。

A. 製造工程の一部を県外製造所で行っている場合は、その工程内容と理由を記入してください。県内工程との役割分担が分かるようにしてください。

Q32. 提出書類だけで県内製造所要件が確認できない場合、どうなりますか。

A. 事務局からの求めに応じ、日程調整のうえで、生産現場等の視察を受け入れていただく場合があります。

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等(7)」

Q33. 関係法令に基づく許可、届出、認証、検査等の証明書類は、どのような場合に必要ですか。

A. 建築基準法、電気用品安全法、消防法、計量法、その他関係法令に基づき、許可、届出、認証、検査等を要する製品については、その証明書類の写しが必要です。

Q34. 自社製品が建築基準法、電気用品安全法、消防法、計量法などの対象になるか分からない場合はどうすればよいですか。

A. 製品の内容によって必要な確認先が異なるため、関係機関又は事務局へ事前に確認してください。

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等(8)」

Q35. 商品やカタログに特許、意匠登録、受賞歴などを表示している場合、証明書類は必要ですか。

A. 必要です。商品やチラシ等に特許、意匠登録、受賞等の表示をしている場合は、これを証明する書類の写しを提出してください。

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等 留意事項」

Q36. 申請書類に不備があった場合、修正して再提出できますか。

A. 申請書類に不備があった場合は、受付期間中に修正して再提出してください。

6. 申請書類の提出先に関する質問

【関連箇所】募集要項「6. 申請書類の提出先」

Q37. 申請書類はどのように提出すればよいですか。

A. 申請書類及びデータは、原則メールで提出してください。提出先は、優良県産品推奨事務局です。

Q38. メール以外で提出することはできますか。

A. 原則メール提出ですが、事情がある場合は事前に事務局へ相談してください。

7. 申請製品の提出・持参に関する質問

【関連箇所】募集要項「7. 申請製品の提出(持参)」

Q39. 審査会では申請製品の現物を必ず持参する必要がありますか。

A. 審査においては現物確認を行うため、審査会実施時には申請製品を提出又は持参する必要があります。

Q40. 審査会に持参する製品の数量や提出方法は、いつ分かりますか。

A. 提出数量は、審査内容に応じて事務局が別途指定します。審査会の詳細は事務局より通知します。

Q41. 大型製品や施工物など、現物を持参できない場合はどうすればよいですか。

A. 現物提出が難しい場合は、事前に事務局へ相談してください。写真、図面、仕様書、カタログ、施工実績資料等で確認する方法を検討します。

8. 審査項目に関する質問

【関連箇所】募集要項「8. 審査項目<小売製品>」

Q42. 小売製品では、どのような点が審査されますか。

A. 商品力、ターゲット、生産力、将来性、SDGsの観点から審査されます。

【関連箇所】募集要項「8. 審査項目<製法・工法製品>」

Q43. 製法・工法製品では、どのような点が審査されますか。

A. 品質・信頼性、技術能力、生産力、将来性、SDGsの観点から審査されます。

Q44. 製法・工法製品では、技術の独自性も審査されますか。

A. はい。革新的な技術が導入され、高い水準で維持されているかなど、技術能力の観点で審査されます。

9. 推奨の決定・審査結果に関する質問

【関連箇所】募集要項「9. 推奨の決定」

Q45. 推奨はどのように決定されますか。

A. 審査会での協議を経て推奨を決定します。

【関連箇所】募集要項「11. 審査結果の通知」

Q46. 関係法令上の表示違反が見つかった場合、すぐに不合格になりますか。

A. 表示違反等がある場合は、関係機関による指導を仰ぎ、是正を行う必要があります。指定期限までに是正が確認できない場合は、推奨対象外又は審査不合格となる場合があります。

Q47. 審査委員会から追加の検査を求められることはありますか。

A. 審査委員会の判断により、別途検査を求める場合があります。

Q48. 追加検査が必要になった場合、検査料は誰が負担しますか。

A. 検査料は申請者の負担となります。

10. 推奨期間に関する質問

【関連箇所】募集要項「12. 推奨期間」

Q49. 工業系製品部門の推奨期間は何年間ですか。

A. 推奨状交付後 5 年間です。

11. 推奨された製品に関する質問

【関連箇所】募集要項「13. 推奨された製品について」

Q50. 推奨された場合、推奨マークを製品やカタログに表示できますか。

A. 沖縄県が定める使用基準及び事務局の案内に従い、推奨マークを表示することができます。

Q51. 旧ロゴマークを使用することはできますか。

A. 旧ロゴマークの使用は認められていません。

12. 推奨後の調査・推奨取消しに関する質問

【関連箇所】募集要項「14. 推奨後の調査等への協力」

Q52. 推奨後にアンケート調査などへの協力は必要ですか。

A. 推奨を受けた事業者には、本制度の効果検証及び今後の事業改善のため、推奨後の販路拡大、売上、認知度向上、商談機会の創出等に関するアンケート調査その他必要な調査への協力をお願いする場合があります。

【関連箇所】募集要項「15. 推奨の取消し」

Q53. 推奨後に関係法令違反が確認された場合、どうなりますか。

A. 関係法令、本募集要項、推奨マーク使用基準その他県が定める規程等に違反していることが確認された場合は、推奨を取り消すことがあります。

以上

令和 8 年度 沖縄県優良県産品推奨事業 申請書類チェックリスト(工業系製品部門)

申請書類を提出する前に、以下の書類がそろっているか確認してください。該当する場合のみ提出が必要な書類についても、申請製品の表示内容や製造・販売の状況に応じて確認してください。提出書類に不備がある場合は、受付期間中に修正・再提出をお願いする場合があります。

1. 必ず提出する書類

<input type="checkbox"/>	申請書【別紙様式】
<input type="checkbox"/>	事業計画書【別紙様式】
<input type="checkbox"/>	製品情報【別紙様式】
<input type="checkbox"/>	申請製品に関する画像等の資料。
<input type="checkbox"/>	使用材料調書【別紙様式・1 製品につき 1 通】
<input type="checkbox"/>	製造工程表【別紙様式・1 製品につき 1 通】

2. 該当する場合に提出する書類

<input type="checkbox"/>	関係法令に基づく許可、届出、認証、検査等の証明書類
<input type="checkbox"/>	特許、意匠登録、受賞等を証明する書類の写し
<input type="checkbox"/>	品質、性能、規格、認証等を確認できる資料
<input type="checkbox"/>	製品表示・広告内容の根拠資料
<input type="checkbox"/>	製造所又は施工場所等を確認できる資料

3. 提出前の確認事項

<input type="checkbox"/>	申請書、事業計画書、製品情報、画像等資料、使用材料調書、製造工程表の内容に矛盾がない。
<input type="checkbox"/>	県内で製造、加工、開発又は施工がなされていることが確認できる。
<input type="checkbox"/>	県内で行う工程が、包装、ラベル貼付、検品、保管、出荷等の付随的又は軽微な工程のみではない。
<input type="checkbox"/>	県内で行われる工程が、包装、ラベル貼付、単純な組立等の付随的な工程のみではない。
<input type="checkbox"/>	表示、広告、製造、販売、施工、提供等について、関係法令への違反がないか確認している。

提出先：株式会社クロックワーク(優良県産品推奨事務局)

E-mail：yuryoukensanhin@clock-work.net

受付期間：令和 8 年 7 月 1 日(水)～令和 8 年 8 月 12 日(水)